

亀山市告示第57号

亀山市1か月児健康診査費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市1か月児健康診査費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市1か月児健康診査費助成金交付要綱（令和6年亀山市告示第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（助成対象者）</p> <p>第4条 助成金の交付の対象となる者は、<u>医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）</u>において1か月児健康診査を受診した者（市内に住所を有する者に限る。）の保護者であつて、当該1か月児健康診査を受診した日において市内に住所を有するものとする。</p> <p>（助成金の額及び交付回数）</p> <p>第6条 助成金の額は、1か月児健康診査に要した費用の額（その額が<u>6,000</u>円を超えるときは、<u>6,000</u>円）と</p>	<p>（助成対象者）</p> <p>第4条 助成金の交付の対象となる者は、医療機関において1か月児健康診査を受診した者（市内に住所を有する者に限る。）の保護者であつて、当該1か月児健康診査を受診した日において市内に住所を有するものとする。</p> <p>（助成金の額及び交付回数）</p> <p>第6条 助成金の額は、1か月児健康診査に要した費用の額（その額が<u>4,000</u>円を超えるときは、<u>4,000</u>円）と</p>

<p>する。</p> <p>[2 略]</p> <p>(助成金の交付請求)</p> <p>第7条 助成金の交付を受けようとする者は、亀山市1か月児健康診査費助成金交付請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、1か月児健康診査を受診した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 亀山市1か月児健康診査領収書(様式第2号)又は1か月児健康診査を受けた医療機関等が発行する領収書その他の当該1か月児健康診査に係る支払額が確認できる書類</p> <p>[ (2) 略 ]</p>	<p>する。</p> <p>[2 略]</p> <p>(助成金の交付請求)</p> <p>第7条 助成金の交付を受けようとする者は、亀山市1か月児健康診査費助成金交付請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、1か月児健康診査を受診した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 亀山市1か月児健康診査領収書(様式第2号)又は1か月児健康診査を受けた医療機関が発行する領収書その他の当該1か月児健康診査に係る支払額が確認できる書類</p> <p>[ (2) 略 ]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

様式第1号中「医療機関」を「医療機関等」に改める。

様式第2号中「医療機関」を「医療機関等」に、「病院名」を「病院名又は助産所名」に、「担当医師名」を「担当医師名又は助産師名」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。